

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2012年10月より正式施行の

「個人情報保護法」について

個人情報保護法（中国語：個人資料保護法、以下は「個資法」）は、2010年立法院（日本の国会にあたる）で可決されたが、2012年8月末になって漸く行政院（内閣にあたる）が個資法の施行時期を2012年10月に決定した。時間がかかった主な理由は、一部の条文に依然議論があったからである。例えば、第6条に於ける特種個人情報に関する例外事由が過度に厳しいほか、第41条営利目的以外の刑罰が重いことや第54条旧法時代において間接的に取得した個人情報については、1年以内に通知義務を補正しなければならないなど。そのため、1年半以上も遅れ、漸く「施行細則」（以下は「細則」と略す）が制定され、議論のない部分のみが先駆けて施行することとなった。議論のある条文については、今後改正案を提出する運びとなった。

以下は、新法の **1. 適用対象（新法の規制対象者）** **2. 保護範囲（本法の保護を受ける個人情報）** **3. 新法により増加した義務** **4. 新法の施行により負担すべき法律責任**について解釈し、議論のある条文については、今後の改正の動きや2012年10月1日まで改正できなかった場合の対策について説明する。

一、新法の適用対象

新法に基づくと、公務機関及び非公務機関いずれも「個資法」の規制を受けなければならない。非公務機関とは、公務機関以外の自然人、法人又はその他団体を指す。換言すれば、「個資法」は全ての企業に適用する。

二、新法の保護範囲

1. **定義**：新法において個人情報の範囲は拡大され、コンピューター処理を経た個人情報だけに限らず、氏名、生年月日、国民身分証明番号、旅券番号、特徴、指紋、婚姻、家庭、教育、職業、病歴、医療、DNA、性生活、健康検査、犯罪の前科、連絡方法、財務状況、社会活動等、これらの情報は個人情報に属する他、新法においては抽象的な定義、つまり、「直接的又は間接的に特定の個人情報

本稿は、台湾通商法律事務所が2012年10月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

を識別できる情報」についても規定している。

2. 間接的：

本法の「施行細則」（以下「細則」）を参考すると、「間接的」個人情報とは、その他の情報と照合、連想して初めて当該特定人物を識別できるものを指す。但し、識別作業に膨大な時間、費用がかかる場合、間接的個人情報として認めない。

3. 特種個人情報：

医療、DNA、性生活、健康検査及び犯罪の前科、これら5項目の個人情報は、原則としてこれらを収集、処理又は利用してはならない。但し、以下のいずれかの事由に該当する場合、例外とされている：a.法律に明文規定がある場合。b.法定職務を執行する又は法定義務を履行するために必要であり、且つ適切な安全保護措置を講じる必要がある場合。c.自ら開示、又は合法に開示されている。d.統計又は学術研究の目的がある場合。

4. 規制される行為：

収集、処理、及び利用。新法の定義では、収集とは、如何なる方式で取得個人情報を指す。処理とは、資料の記録、入力、保存、複製、出力、接続又は内部送信することを指す。利用とは、処理以外の使用を指す(定義の詳細は、本法第2条を参照)。

三、新法において負担すべき義務

1. 通知義務：

- a. 企業は法律の規定に従い、合法的に当事者(すなわち個人情報の本人)に対し個人情報を収集する際、当事者に企業名称、収集目的、個人情報の類別、利用する期間、地区、対象及び方式等の内容を当事者に通知しなければならない。(詳細内容は、本法第8条第1項を参照)。
- b. 仮に、収集情報が当事者本人から提供されたものではない場合であっても、処理又は利用する前に当事者に通知しなければならない。
- c. 仮に、企業は本法に違反したことにより、個人情報が漏洩した場合、調査した後、当事者に通知しなければならない。

本稿は、台湾通商法律事務所が2012年10月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

2. 個人情報の収集、処理要件

新法規定に基づく、合法的個人情報を収集、処理したい場合、特定目的のほかに、本法第 19 条第 1 項各号に掲げる事由、例えば、法律に明文規定がある場合、当事者と契約又は類似した契約関係がある場合、自ら又は既に合法的に開示されている場合、書面による同意がある場合又は公益利益に関わる場合等がなければならない。(詳細は本法第 19 条第 1 項を参照)

3. 個人情報を利用する要件

新法の規程に基づく、個人情報を合法的に利用しようとする場合、**収集の特定目的の必要範囲内で行われなければならない**。但し、本法第 20 条第 1 項但書の各項に掲げる事由の一該当がある場合、特定目的以外に利用することができる。例えば、**法律に明文規定がある場合、公共利益の増進、他人の権益に対する著しい危害の防止を目的とする場合又は書面による同意がある場合等**。(詳細は第 20 条第 1 項の但書を参照)

企業が個人情報を利用して勧誘する際に以下の 2 点に注意しなければならない。即ち、**a.当事者が勧誘を拒否した場合、企業は直ちに当該個人情報の利用による勧誘を停止しなければならない**。**b.初回勧誘の際に、勧誘を拒否する意思を示せる方法を提供し、且つその費用を負担しなければならない**。立法理由では、フリーダイヤル又は無料返信封筒などが例示されている。

4. 受託者の監督義務

「細則」においては、他人に個人情報の収集、処理又は利用を依頼する場合、委託者は適切な監督をしなければならない。「細則」第 8 条第 2 項において、監督内容の基準規定が定められている。

5. 適切な安全措置を講じる義務

新法では、企業が保有する個人情報ファイル(すなわち個人情報の集合)について適切な安全措置を講じ、個人情報の窃取、改ざん、毀損、消滅又は漏えいを防止に努めなければならないと定められている。「細則」においては、安全措置について、具体的に 11 項目が例示され、責任者の配置、事故の予防通告対応システム、個人情報の収集処理利用に関する

本稿は、台湾通商法律事務所が 2012 年 10 月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

る内部的管理手続き、教育訓練、確認制度及び利用履歴の保存等が含まれる（詳細は「細則」第 12 条第 2 項を参照）。

特定の企業に対し、主管機関は指定した**個人情報ファイル保護計画**又は**業務終了後における個人情報処理方法**の作成を義務づけることができる。立法理由の説明によると、銀行、通信、病院、保険等の事業が膨大かつ重要な個人情報ファイルを保有しているため、重要な保管責任を有し、更なる強化管理を設けることにより、より一層個人情報の安全保護を図るとしている。

6. 旧法時代において取得した情報の取扱い

新法の施行前当事者によって提供されたものではない個人情報については、新法に基づく処理又は使用前に当事者へ通知するようにとあり（前述三、新法において負担すべき義務 1.通知義務 b 項を参照）、新法執行後一年以内に通知を完成しなかった場合、違法とされる。

しかしながら、新法が施行される前、当事者が提供した個人情報に関しては、「細則」では新法に基づき、継続して処理及び利用できると定められている。

7. その他

企業はなお個人情報を正確に保護し、自ら又は当事者からの情報の訂正、補正又は特定目的消失後、個人情報の削除又は処理、利用の停止等の義務を有するとしている。（詳細は本法第 11 条を参照）

四、新法において負担すべき責任

1. 行政責任

新法において、主管機関には検査権が与えられ、情報ファイル安全保護等の目的を執行するため企業に立ち入り検査を行うことができる。また、資料ファイル安全維持管理を目的として企業へ立ち入り検査する際、未記載又は証拠となれるものについても差押え、又は複製することができる。企業はこれに対し忌避、妨害又は拒否した場合、新台湾ドル（以下は同じ）2 万元以上 20 万元以下の過料を課する。

本稿は、台湾通商法律事務所が 2012 年 10 月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

通知義務、自ら又は当事者請求により資料の訂正、補正、削除又は利用停止義務に違反し、勧誘を拒否する方法を提供しなかった場合、(上述の三、新法において負担すべき義務の第3項個人情報を利用する要件)又は保全措置を講じなかった、若しくは安全保護計画を設置しなかった場合、期限内改善を命じることができる。期限内是正しなかった場合、違反した回数につき、毎回2万元以上20万元以下の過料を連続して課することができる。

法律に違反して収集、処理又は特種個人情報を利用、法定要件に違反して収集、処理若しくは個人情報利用、又は中央主管機関の所謂国際通信制限命令に違反した場合、5万元以上50万元以下の罰金を科すると共に期限内是正しなかった場合、毎回処罰する。

このほか、企業責任者について更に併課規定として、防止に最善の義務を尽くしたと証明できる場合を除き、企業が過料処分を受けた場合、責任者も同額の過料を課する。

2. 刑事責任

法律に違反して収集、処理又は特種個人情報を利用、法定要件に違反して収集、処理若しくは個人情報利用、又は中央主管機関の所謂国際通信制限命令に違反して他人に損害を与える虞がある場合、2年以下の懲役、禁錮、科又は併科20万元以下の罰金に処する。営利目的で行った場合、5年以下の懲役に処し、100万元以下の罰金を併科することができる。

このほか、意図的に自己又は第三者の不法利益のため、他人の利益に損害を与える目的で個人情報ファイルデータを非法的に変更、削除又はその正当性を妨害することによって、他人に損害を与える虞がある場合、5年以下の懲役、禁錮、科又は併科100万元以下の罰金に処する。

3. 民事責任

a. 損害賠償の要件

新法の規定によると、企業は (1) 本法の規定に違反した (2) 本法の規定に違反したことにより (3) 個人情報が不法収集、処理利用され又はその他当事者権利を侵害した場合 (以下は個人情報の侵害と

本稿は、台湾通商法律事務所が2012年10月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

称す) 損害賠償責任を負うものとする。但し、故意又は過失がないことを証明できる者に対しては、この限りではない。

この規定によると、個人情報侵害された場合において、企業が免責を主張できる可能な方法は、即ち、**1. 企業自身が本法に違反していないと証明できること。2. 企業の行為と個人情報の侵害とは無関係であると証明できること。3. 故意又は過失がないと証明できること。**

要件1において、所謂本法の規定の中に最も重要なのは、前述三、「新法において負担すべき義務」5.の適切な安全措置を講じる義務である。前述三の5を参考でお分りの通り、適切な安全措置は唯一の対策ではない。例えば、情報セキュリティ商品を購入するなど、責任者の配置、従業員に対する教育訓練、様々な制度規則の整備、内部検査制度等仕組み等の確立を含む総合的対策がなければならない。

b. **損害賠償額**

企業側の立場から見ると、新法の規定では、同一原因による多数の人の権利が侵害され事件の損害賠償上限は2億元であるが、その原因事実に係わる利益が2億元を超える場合、係わる利益額に準じるとする。しかし、一方、被害者は実際の損害額を証明するには困難又は不可能である場合、裁判所へ侵害状況を情状酌量して、一人一件につき、500元以上2万元以下の賠償額を求めることができる。

c. **団体訴訟**

新法において、団体訴訟について規定が更に加えられ、即ち、20人以上の者が書面にて公益社団法人又は財団法人に訴訟追行権を授与すれば、当該法人が自己の名義で損害賠償訴訟を提起することができる。この規定による影響は、被害者が民事救済を利用しやすくなるからである。つまり、被害者が関係団体に委任すれば、民事訴訟手続における労力、時間、費用を費やす又はその他心理的ストレスを負わずに済み、原告が孤独に一人で企業と対抗し、ひいては損害賠償額より高い弁護士費用に直面する苦境に立たされる旧法時代に比べれば、被害者にとって訴訟の負担が大幅に軽減されると言える。従って、旧法時代に比べ提訴する動機が増え、企業に対する衝撃も大きいと言えよう。

本稿は、台湾通商法律事務所が2012年10月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

五、可能な初步対応措置

1. 「個人情報」の整理

適切な安全措置について、「細則」において 11 項の内容（詳細は「細則」第 12 条第 2 項を参照）が挙げられたが、如何なる措置を取ろうとも、まずは企業が保有する個人情報を整備することである。その取得元（当事者より直接取得したかどうか或は非当事者から取得したか）及び種類を把握することである。例えば、企業が有する個人情報の中に特種個人情報（すなわち：医療、DNA、性生活、健康検査及び犯罪前科の記録）が含まれている場合、法律に定められる例外事由が無い限り、これを削除しない場合、違法とされる。また、書類中にある特種個人情報に係わる記載欄についても削除しなければならない。

2. 当事者の同意に関する手続きの整備

当事者の同意は、企業が合法的に個人情報を収集又は処理する要件だけでなく、同時に合法的に特定目的以外において個人情報を利用する要件でもある。個人情報に係わる企業活動の合法性において非常に重要な要因であるため、当事者同意上の取得による制度整備が必要である。**例えば、従業員労働契約上又は個人情報を収集する書類において、同意する旨の記載を入れる欄を設ける方法等が挙げられる。**

このほか、もう一つ注意しなければならないのは、**書面同意**の書面である。主管機関が「細則」に関するヒアリングにおいて述べる見解によると、「個資法」において書面同意は厳格な定義が定められ、文書による通知に限る。また、「細則」において電子的方式で行うことを認める要件は、電子署名法を参考して、a. 内容の全体が表示できること b. 後に検査のため取り出せること c. 収集者及び当事者双方が同意すること等。従って、仮に企業がサイトページにおける同意ボタンを用いて当事者の同意を得ようする場合、前述した三つの要件に沿うように設計・構築しなければならない。

六、議論のある条文及び改正動向

1. 特種個人情報

本稿は、台湾通商法律事務所が 2012 年 10 月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

改正案において病歴が新たに加えられ、同時に a. 当事者の書面による同意及び b. 公共利益を保護するために必要という二つの例外事由が設けられ、新法を適宜に緩和した。何故なら、新法原文の例外事由が過度に厳しく、特定の事業、例えば警備、幼児教育又はタクシー会社に適用するには困難であるからだ。

但し、仮に、改正案が新法施行前に成立していなかった場合、行政院はこの条文の発効を一時的に延期するという考えを示していた。つまり、特種個人情報である五つの情報(即ち、医療、DNA、性生活、健康検査及び犯罪の前科)は依然として特種個人情報として属さず、その収集、処理及び利用は原則禁止である。

2. 非営利目的で本法の刑事責任に違反

非営利目的で本法に違反して刑事罰に処するのは厳しすぎると言う声が多く、比例原則にも反する虞があるため、改正案では削除され、営利目的の刑事責任のみが残され、親告罪の規定も削除した。

しかし、仮に改正条文が新法施行前に否決されても、本条文は予定通り施行する立場を取っており、非営利目的でも刑事責任を負わなければならない。

3. 旧法時代に於ける間接的に取得した個人情報は、一年以内に補正通知を完了しなければならない。

この規定に対する反発が最も強く、膨大な個人情報を有する事業、例えば通信、金融業者が一年以内に通知補正を完了するには、膨大なコストがかかるほか、期限が短いのが主要原因である。改正案においては、一年以内の通知規定が削除され、処理又は利用する際に通知すると改めている。

しかし、仮に改正案が新法施行前に成立しなかったとしても、行政院はこの条文の施行を一時的に延期する考えを示している。すなわち、改正案の成立か否かに関わらず、旧法時代において間接的に取得した個人情報を利用する前、事前に通知すればよいこととなっているからである。

本稿は、台湾通商法律事務所が 2012 年 10 月に正式に施行した「個人資料保護法」についての概要説明であり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、案件ごとにより内容及び事実が異なり、考慮すべき点も違うため、具体的な案件に関する法律相談は、弊所へお問い合わせ下さい。